

姫路市水道ビジョン中間見直しのための懇話会開催要領

1 目的

姫路市水道ビジョン中間見直しのための懇話会（以下「懇話会」という。）は、姫路市水道ビジョン（以下「ビジョン」という。）の中間見直しを行うにあたり、関係者から広く意見、助言等を求めるために開催する。

2 検討事項

懇話会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 投資・財政計画に関すること
- (2) 水道料金の体系・水準に関すること
- (3) その他ビジョンの中間見直しに関し必要な事項

3 構成員

懇話会は、次に掲げる者のうちから上下水道事業管理者が指名した者をもって構成し、人数は8名以内とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表
- (3) 公募市民

4 運営

- (1) 懇話会に座長を置き、上下水道事業管理者が指名する。
- (2) 座長は、懇話会の会務を総理する。
- (3) 座長に事故ある時は、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (4) 懇話会の会議は、上下水道事業管理者が招集する。
- (5) 座長は、懇話会での検討に必要があると認める時は、関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 その他

- (1) 懇話会の庶務は、経営管理課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。